

中小企業融資規程実施要領

制 定 平成 10 年 3 月 30 日 9 中第 589 号
最終改正 令和 3 年 2 月 12 日 2 産経第 431 号

中小企業融資規程（平成 26 年 3 月 24 日 25 経第 213 号。以下「規程」という。）の取扱いに関する細目について次のように定める。

第 1 第 1 条関係

制度融資は、一般の金融ベースに乗り難い中小企業の資金充足を図り、将来企業が独自の力と信用において民間金融機関との取引の正常化が図られる一手段として実施する中小企業金融の補完措置であり、かつ、この融資を通じて県の商工施策に適合する方向へ中小企業者を誘導・援助し、もって中小企業の振興を図ることを目的として設けられた施策金融である。

したがって、制度融資のあっせん、融資に当たっては、商工行政の施策に沿ってその効果が十分あがるよう配慮するものとする。

第 2 第 2 条関係

1 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に規定する中小企業者とは、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業者とは、中小企業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種（以下、「保証対象業種」という。）を営む者で次のとおりであること。

業 種	会 社		個 人
	資 本 金 (出 資 金)	常時使用する 従 業 員 数	常時使用する 従 業 員 数
下記以外の産業	3 億円以下	300 人以下	300 人以下
小 売 業	5 千万円以下	50 人以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下	100 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下	100 人以下

(2) 信用保険法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する中小企業者とは、次のとおりであること。

業 種	会 社		個 人
	資 本 金 (出 資 金)	常時使用する 従 業 員 数	常時使用する 従 業 員 数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下	300 人以下
旅 館 業	5 千万円以下	200 人以下	200 人以下

(3) 信用保険法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する中小企業者とは、医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下であること。

(4) 信用保険法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する中小企業者とは、保証対象業種を営む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。2 (7) 及び 5 において同じ。）で次のとおりであること。

業 種	常時使用する 従 業 員 数
下記以外の産業	300 人以下
小 売 業	50 人以下
サービス業	100 人以下
卸 売 業	100 人以下

- 2 信用保険法第2条第3項各号に規定する小規模企業者とは、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 信用保険法第2条第3項第1号に規定する小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者にあつては、5人）以下の会社及び個人であつて、保証対象業種を営む者
 - (2) 信用保険法第2条第3項第2号に規定する小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人であつて、宿泊業又は娯楽業を主たる事業とするもののうち、保証対象業種を営む者
 - (3) 信用保険法第2条第3項第3号に規定する小規模企業者とは、事業協同小組合であつて保証対象業種を営む者又はその組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む者であるもの
 - (4) 信用保険法第2条第3項第4号に規定する小規模企業者とは、保証対象業種を営む企業組合であつて、その事業に従事する組合員が20人以下の者
 - (5) 信用保険法第2条第3項第5号に規定する小規模企業者とは、保証対象業種を営む協業組合であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者
 - (6) 信用保険法第2条第3項第6号に規定する小規模企業者とは、医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者
 - (7) 信用保険法第2条第3項第7号に規定する小規模企業者とは、保証対象業種を営む特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては、5人）以下である者
- 3 従業員数については、主たる事務所の従業員の他に、従たる事務所等の従業員も含めるものであること。
- 4 「常時使用する従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の従業員及び事業主と生計を一にしている3親等内の親族は含まれない。この場合において、名目は臨時雇いであっても実質上常雇い的なものについては、臨時の従業員とは認められず常時使用する従業員の範ちゆうに含まれるものであること。
- 5 会社とは、合同会社、合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいうものであり、したがつて宗教法人、学校法人、民法上の公益法人等の非営利法人（特定非営利活動法人は除く）は、たとへ保証対象業種を営んでいても貸付けの対象とならないものであること。また、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び特定非営利活動法人は「会社」に含まれる。

第3 第4条関係

1 貸付対象者

- (1) 貸付対象者は、原則として県内において1年以上継続して同一事業を営んでいるものとされているが、県内における営業期間が1年未満の者であっても、次のいずれかに該当する者については、貸付の対象とすることができるものであること。なお、資金ごとに別に定めがある場合はそれぞれの定めるところによるものであること。
 - ア 経営の実態が良好であり、当該事業の伸展が県の商工施策の上から期待される者であつて県内において同一業種に属する事業を6か月以上継続して営んでいるもの
 - イ 県内において1年以上継続して事業を営んでいる者により構成されている新設中小企業団体等
 - ウ 事業休止期間が1年未満であつて、再開しようとする事業の業種が休止前のそれと同一業種である事業再開者（事業休止前において県内で1年以上継続して事業を営んでいる者に限る。）
- (2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電事業については、原則として法人は本店登記地が県内である者、個人は住所地が県内である者であること。

2 貸付非対象者

「その他知事が適当でないとする者」とは、次に掲げる者をいうものであること。

- (1) 営業と家計が分離していないと認められる者
- (2) 返済能力がなく、経営継続の見込みがないと認められる者
- (3) 制度融資を不正に使用したことがある者
- (4) 悪質な税滞納者と認められる者
- (5) 経営内容が投機的と認められる者
- (6) その他融資することが不適當であると認められる者

第4 第5条及び別表関係（資金別の詳細については、第13を参照）

1 各資金共通事項

- (1) 資金使途

ア 設備資金

事業経営上必要とする設備投資のための資金で、生産又は営業設備（土地・建物を含む。）の取得、増設、改良等のものであって、これによって業容の拡大、品質の向上、付加価値の上昇、公害の防止、省資源・省エネルギー化等が図られ、経営の合理化等に役立つものであること。

「土地・建物等」とは、建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認を受けた建築物（同条の適用を受けない建築物にあっては同法第15条の規定による届出をした建築物に限る。）、建築物の大規模改修、土地及び法定耐用年数が10年を超える設備をいうものであること。

なお、次に掲げるものは、貸付けの対象とならないものであること。

- (f) 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- (g) 不動産の取得のうち、先行投資的なもの又は過剰取得的なもの
- (h) 設備設置日等から相当な期間代金未払いが続いたもの

イ 運転資金

事業経営上必要とする資金で、原材料、商品等の仕入、賃金その他の経費の支払い等のためのものであって、これによって事業活動が継続され経営の安定に役立つものであること。

ウ その他

転貸のための資金は認めないものであること。

ただし、信州創生推進資金（海外展開向け）は除く。

(2) 貸付限度

ア 1 中小企業者当たりの貸付残高が、各資金において定める貸付限度を超えてはならないものであること。

イ 貸付額は、1万円単位の申込とし、設備資金における1万円未満の端数はこれを切り捨てるものであること。

(3) 貸付期間・据置期間

貸付期間及び据置期間は、各資金及び資金使途別に定める上限を超えてはならないものであること。制度融資は長期・固定・低利を特徴としていることから、中小企業振興資金において取扱っている1年以内の資金及び長野県新型コロナウイルス感染症対応資金を除き、貸付期間は1年を超えるものであること。

(4) 保証人

ア 申込者が会社又は中小企業団体等にあっては、原則としてその経営責任のある地位の役員（代表権のあるものをいう。以下同じ。）を連帯保証人として個人保証させることとする。なお、保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等により個人保証させない場合は、この限りではない。

ただし、申込者と経営上密接な関係にある会社による法人保証がある場合は、この限りでない。

また、中小企業団体等にあっては、必要に応じ、上記役員に加えて、他の役員を連帯保証人とさせることができる。

イ 実質的な経営権を持っている者又は申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者を連帯保証人とする場合があること。

ウ 本人又は代表者に健康上の理由がある場合、事業承継予定者を連帯保証人とする場合があること。

エ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等を連帯保証人とする場合があること。

(5) その他

申込中小企業者が、信用保険法第2条第5項第5号に定めるセーフティネット保証を利用した場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき又は平成30年4月1日以降に保証申込受けしたものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該貸付に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

第5 第6条関係

1 様式

(1) 第1項及び第3項に定める申込書の様式は様式第1号のとおりとする。

(2) 第2項に定める申込書の様式（長野県新型コロナウイルス感染症対応資金を除く。）は様式第1号の2

のとおりとする。

- (3) 第2項に定める申込書のうち、長野県新型コロナウイルス感染症対応資金の様式は様式第1号の3の
とおりとする。

2 提出部数

- (1) 第1項に定める申込書は、添付書類を含め正本1部、副本3部を提出すること。
(2) 第2項に定める申込書は、添付書類を含め正本1部、副本1部を提出すること。
(3) 第3項に定める申込書は、添付書類を含め正本1部、副本2部を提出すること。

3 申込書の経由

- (1) 第1項に定める申込書は、原則、運転資金の場合は、主たる事業所の所在地、設備資金（及び設備資金と同時に申込み場合の設備に付帯する運転資金）の場合にあつては、当該設備の設置場所の市町村長を経由することとなっているが、設備資金と同時に申込み場合の設備に付帯する運転資金については、設備にどのように付帯しているか疎明を行うこと。
(2) 市町村長は、申込書の提出があつたときは、所定の事務処理を行い、副本1部を控とし、3部を所轄地域振興局長あてに送付するものであること。
(3) 信州創生推進資金（海外展開向け）を利用する場合においては、当該申込者が必要書類を整えた上で、主たる事務所の所在地又は設備の設置場所を管轄する地域振興局長に、添付書類を含め正本1部、副本2部を提出すること。

4 添付書類

- (1) 第1項、第2項及び第3項に定める「別に定める書類」とは、別表のとおりであること。ただし、特に必要と認める場合は、このほかの書類を添付させることができるものとする。
(2) 資本の額又は出資の額が信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に規定する金額を超えており、常時使用する従業員数が次の基準を超えている会社については、従業員数を確認する書類として、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（これにより難い場合は貸金台帳又は公的機関に提出するその他の書類）の写しを添付させるものであること。
- | | |
|---------|---|
| ア 卸売業 | 90人 |
| イ サービス業 | 90人（ただし、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は270人、
旅館業180人） |
| ウ 小売業 | 45人 |
| エ その他 | 270人（ただし、ゴム製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は810人） |
- (3) 金融機関からの借入れに係わる書類については、当該金融機関の定めるところによるものであること。

第6 第7条関係

1 審査

- (1) 必要に応じて、面接等を実施し、制度融資の本旨に沿って貸付審査に当たること。
(2) 関係機関との協議等、地域振興局が主体性をもって行い、関係機関の職員以外の外部へ企業内容がもれることのないように留意すること。
(3) 地域振興局及び関係機関は、新規の取引となる中小企業者等について、必要に応じて現地調査を行うなど経営実態の把握に務めること。

2 あっせん

- (1) あっせんは、中小企業者等の資金需要期に応じて行い、資金需要期が2以上となるものの一括あっせんは原則、行わないものであること。
(2) あっせんは、中小企業者等の資金需要期に応じて行うものであるが、当該年度の3月末日には貸付実行が確実に終わらなければならないものとし、年度末のあっせんについては、貸付実行までの期間を十分に留意すること。

なお、新年度に入ってからからの申込では資金需要期に間に合わない場合は、旧年度中に、新年度の条件に従って作成した、通常の申込の際に提出する書類（提出部数、申込の経由および添付書類は、前記第5に定めるとおり）のほか、融資あっせん申込書（様式第1号）の写しを2部提出すること（申込の日付は提出時のものでなく、新年度に入ってからの日付とすること）。

- (3) 金融機関及び保証協会等への通知は、融資あっせん申込書の所定欄に必要事項を記入、押印の上、それぞれ送付することによるものであること。

3 承諾又は不承諾

- (1) 第3項に定める貸付（保証）不承諾書の様式は様式第4号のとおりとする。また第4項に定める貸付

承諾書の様式は様式第5号とし、貸付不承諾書の様式は、様式第4号のとおりとする。

- (2) 借入申込者への貸付承諾又は不承諾の通知は、当該金融機関の所定の方法によるものであること。
- (3) 保証協会等は、第3項に定める承諾の決定について、保証承諾実績報告書（様式第6号）（保証及び貸付金額、貸付条件等の変更を含む。）を毎月末現在で作成し、翌月5日までに地域振興局長に通知するものとする。
なお、貸付金額等の一部変更による承諾は、その旨記載すること。
- (4) 地域振興局長への不承諾通知は、不承諾を決定した金融機関又は保証協会等が決定後直ちに通知するものとする。
- (5) 地域振興局長から市町村長への貸付決定の通知は、制度融資の貸付決定通知書（様式第7号）により行うものであること。
- (6) あっせんの取下げの際は、申込者は、融資あっせん取下げ依頼書（様式第8号）を地域振興局長あて提出すること。地域振興局長は融資あっせん取下げ依頼書の提出を受けた際には、申込者及び各機関（地域振興局のあっせん前の場合は、申込者及び市町村）に融資あっせん取下げ通知書（様式第9号）により周知すること。

第7 第8条関係

1 審査

- (1) 必要に応じて、面接等を実施し、制度融資の本旨に沿って貸付審査に当たること。
- (2) 関係機関の職員以外の外部へ企業内容がもれることのないように留意すること。
- (3) 関係機関は、新規の取引となる中小企業者等について、必要に応じて現地調査を行うなど経営実態の把握に務めること。

2 承諾又は不承諾

借入申込者への貸付承諾又は不承諾の通知は、当該金融機関の所定の方法によるものであること。

3 その他

- (1) 貸付は、中小企業者等の資金需要期に応じて行い、資金需要期が2以上となるものの一括貸付は原則、行わないものであること。
- (2) 設備資金の貸付けについては、契約締結又は設備着工を確認の上行うこと。
- (3) 貸付（長野県新型コロナウイルス感染症対応資金を除く。）は、当該年度の3月末日には貸付実行が確実に終わらなければならないものであること。

第8 第9条関係

1 設備完了届の様式は様式第10号のとおりとする。

2 現地調査

- (1) 設備完了届が提出された場合には、地域振興局において必要に応じ現地調査を行うこと。
なお、信州創生推進資金（海外展開向け）については、当該設備完了届の提出をもって、現地調査に代えるものとする。
- (2) 調査を行ったときは、設備完了届の余白に調査年月日、調査結果、調査者職氏名を記載押印すること。
- (3) 現地調査の結果、申込書の内容と不突合のものがあり、融資したことが不相当と認められるものについては、当該資金を融資した金融機関に対し文書をもって、当該中小企業者等に繰上償還させるよう通知すること。
- (4) 現地調査結果が申込書の内容と不突合のものであっても、当該設備が申込書の内容と同等以上のものの場合にあつては、当該設備は適格とみなすことができる。

3 第2項確認関係

- (1) 金融機関は、設備の設置が完了した場合には、必要に応じ現地確認を行うこと。
- (2) 確認の結果、申込書の内容と不突合のものがあり、融資したことが不相当と認められるものについては、当該中小企業者等に繰上償還させること。
- (3) 金融機関は、前記(2)の繰上償還を行なった場合には、遅滞なく知事に書面をもって通知すること。
- (4) 現地調査結果が申込書の内容と不突合のものであっても、当該設備が申込書の内容と同等以上のものの場合にあつては、当該設備は適格とみなすことができる。

第9 第10条関係

- 1 「別に定める者」とは、後記第134-7(1)イの資金回収開始までに相応の期間を要する者とする。
- 2 信州創生推進資金の利用に関する報告書の様式は様式第11号のとおりとする。

第10 第12条関係

第12条第4項に規定する市町村は、融資あっせん申込書の経由市町村であること。

第11 関係機関との協力等

地域振興局は、規程に基づき、制度融資あっせん業務を通じて、市町村、金融機関及び保証協会等とも連携を密にし、中小企業者等の健全な発展に努めるものとする。

第12 報告

- 1 地域振興局長は、融資あっせん状況報告書（様式第12号）を毎月末現在で作成し、翌月10日までに産業労働部長あてに提出すること。
- 2 地域振興局長は、別に定める融資あっせん報告項目を別に定める方法により、毎月末現在で作成し、翌月10日までに産業労働部長あて報告すること。
- 3 小規模企業発展資金、信州創生推進資金（創業支援向け）、信州創生推進資金（IT産業向けのうち信州創生推進資金（創業支援向け）の要件に該当する場合）及び経営改善サポート資金の設備資金・運転資金の一括申込みの場合、地域振興局長から産業労働部長あてのあっせん状況報告に当たっては、設備資金と運転資金を別々に集計するものであること。

第13 資金別詳細

各資金別の詳細な貸付条件等については、融資手続き（あっせん経路）一覧及び1-1から6のとおり。

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月18日から施行し、令和3年2月18日保証申込受付分から適用する。